

東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年6月5日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 加 藤 祥 一

財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象法人等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
オスカー管財株式会社	平成31年3月27日 (東広監委第39号)	平成31年4月22日 (東広農水第75号)

2 監査の実施期間

平成30年11月16日から平成31年3月22日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 協定等に基づく義務の履行状況 (1) 年度別協定第4条により、第4期分の指定管理料で光熱水費及び修繕費を精算する規定になっているが、修繕費	1-(1)については、指定管理者に対し、翌年度当初に早急に光熱水費と修繕費を提出するよう指導するとともに、四半期ごとに開催する連絡

<p>として扱えるか検討に時間を要したため翌年度に返還金として処理していた。</p> <p>今後は、早期に事務処理を行うよう改められたい。</p> <p>(2) 基本協定第33条に定める業務報告書を提出していなかった。また、基本協定第35条に定める利用状況報告書に、施設の点検、修繕の実施状況や管理経費の収支状況についての報告が添付されていなかった。</p> <p>基本協定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(3) 第3期分の指定管理料の請求が年度別協定第4条第2項で定める期日より早く行われていた。</p> <p>年度別協定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>調整会議において修繕費と光熱水費の執行状況を報告するよう指示し、逐次修繕費と光熱水費の執行状況を精査することとした。平成30年12月21日と平成31年3月8日の連絡調整会議において、指示どおり執行状況が報告されたことを確認した。</p> <p>1-(2)については、平成30年12月21日に指定管理者との連絡調整会議を開催し、適正な様式を用い、協定に定める状況報告を全て添えて提出するよう指示・指導を行った。また、報告書の受理時に様式と全ての状況報告が揃っていることを複数名で確認するよう改め、再発防止策を講じた。</p> <p>1-(3)については、年度別協定書に定める請求日を確認した上で適切な時期に請求するよう、指定管理者を指導するとともに、請求書の受理時に、担当者が年度別協定を確認するよう改め、再発防止策を講じた。</p>
--	---